

# 海外子会社の不正会計

識  
者  
評論

東芝をはじめ、富士ライム、  
キリン、丸紅、JCI（日本クリー  
クシル）などの海外子会社不正  
会計事件が後を絶たない。さら  
に、日本郵政でも、オーストロ  
リアの子会社の業績が低迷し大  
幅赤字になるなど、海外企業買  
収におけるガバナンス（企業統  
治）の目ざめ目立つ。なお、政府  
は、日本郵政株の売却益を東日本  
大震災の復興財源に充てお  
り、予定通りに確保することが  
できるのか影響が懸念される。  
こうしたなか、2017年8月、  
経産省は、「我が国企業に  
よる海外M&A研究会」を設置  
し、海外M&Aの課題とその克  
服策をまとめ、報告書を作成す  
る予定である。

子会社で不祥事が発覚した場

神奈川大学法学部教授

葭田 英人



合、親会社による子会社監督責  
任が問題となる。しかし、親会  
社取締役による子会社の監督の  
範囲が不明確であることから、親会  
社の子会社監督責任については会社法で規定されて  
いない。改正会社法において、  
企業グループ内部統制システム  
の整備義務が明文化されている  
だけである。

子会社の業務執行に対する親会  
社取締役の監督義務は原則どし  
て認められない。しかし、親会  
社は子会社株主として、子会社  
に対する支配権・経営権を持つ  
ている。法的拘束力がなくても、  
子会社の株主総会を通して、實  
質的に、子会社の人事や業務執  
行に影響力があるはずである。  
法人格が別であっても、企業グ  
ループ内部統制体制が構築され  
ていても不備があった場合に  
は、子会社取締役が監督責任を  
追及されることがあり得ること  
を意味し、親会社取締役が知ら  
なかつたというだけで監督責任  
が免れるわけではない。なお、  
企業グループ内部統制体制が構  
築されていても不備があった場  
合には、親会社取締役は免責さ  
れることはない。さらに、担当  
者は信頼して任せっきりにする  
ことも監督・監視義務違反とな  
る。

最終的に、改正会社法におい  
て、取締役（会）が企業グル  
ープ内部統制システムの整備を決  
定しなければならないことが会  
社法本体に明記された。このこ  
とによる海外子会社の管理が問題  
となる。海外子会社は自ら届け  
出するためである。しかし、M&A  
の際に「基本がわかる会社法」  
「信託の法制度と税制」「合規  
性の法制度と税制」など、企  
業グループ内部統制シ

経済界からも、親会社の子会  
社監督義務が会社法に明文化さ  
れた場合には、親会社が子会社  
の監督義務を限りなく広範囲に  
負うと解されかねない、ひいて  
はグループ経営のものが萎縮  
しかねないと強い反対論が出  
された。

親会社は子会社に対して原則  
としての権利しか行使し得  
ないのだから、株主権を超えた  
月、経産省は、「我が国企業に  
よる海外M&A研究会」を設置  
し、海外M&Aの課題とその克  
服策をまとめ、報告書を作成す  
る予定である。

## 親会社に「監督義務」

ループの経営方針から逸脱する  
ことは認められない。親会社は  
は一心同体であり、通常の株主  
の監督義務を限りなく広範囲に  
負うと解されかねない、ひいて  
はただでは済まされない。

日本企業が海外企業を買収す  
るのは、国内市場の伸び悩みか  
ら海外に活路を見いだそとす  
ることもある。しかし、M&A  
の際に「基本がわかる会社法」  
「信託の法制度と税制」「合規  
性の法制度と税制」など、企  
業グループ内部統制シ

よしだ・ひでと 筑波大学大  
学院修了。専門分野は会社法・  
税法・信託法・事業承継法制。  
近著に「基本がわかる会社法」  
「信託の法制度と税制」「合規  
性の法制度と税制」など。